

精子の凍結保存に関する説明書および同意書

以下の場合、事前に採取いただいた精子を凍結保存し、人工授精や採卵の当日に融解して使用します。

1. 精子が必要なときに何らかの理由で精子の採取が難しい場合
2. 精液中の精子の数が少なく、十分な精子数を確保したい場合

精子凍結保存と使用方法について

1. 手動的に採取した精液を洗浄・濃縮後に保存液と混合し、マイナス 196 度の液体窒素で凍結保存します。
2. 原則、融解した精子は 1 回で使い切り、再凍結は行いません。
3. 凍結保存には細心の注意を払いますが、災害や閉院など予期せぬ事態により、凍結保存が継続不可能となる可能性があることについて、何卒ご了承ください。

成績について

凍結精子を融解したときの精子の生存率は約4割で、運動率は3分の2に低下するなど、精子は一定の割合で凍結・融解のダメージを受けることが明らかになっています。

凍結精子の保存期間と廃棄について

保存期間：原則 妻の43歳の誕生日まで

保存期間中であっても、1年毎に凍結保存の更新手続きをお願いします。更新を希望される場合は、更新日までにご自身で受診の予約をお取りいただき、ご来院のうえ担当医に更新の意志をお伝えください。

費用について

精子の凍結保存に関わる手技料や器材費は自費料金として徴収し、1年毎の凍結保管料も別途で徴収いたします。また、凍結保存にかかる料金は、凍結した精子の数、将来の治療に使用できるか否かや、妊娠の成立・不成立に関わらず徴収いたします。

以上について医師から説明を受け、理解し納得しましたので、精子の凍結・保存を受けることを申し込みます。

西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

ID _____ - _____ - _____

自署 _____ ㊞

福井大学医学部附属病院 高度生殖医療センター
(この同意書は申し出により、いつでも撤回することができます)